

令和元年度

監査方針

浜松市監査委員

令和元年度監査方針

1 基本的な考え

(1) 監査の目的

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、市長と対等の立場において監査を実施する独立の機関です。

監査委員による監査を通じて、執行機関において適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を推進します。

(2) 監査の観点

監査に当たっては、正確性、合規性はもとより、その事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか、所期の目的を効果的に達成するものとなっているかという、経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査を実施します。

(3) 効率的・効果的な監査の実施

効率的・効果的な監査を実施するため、重点事項を絞り込む中で、具体的な視点、着眼点を設定することで、監査の「選択と集中」を図ります。

また、重点事項、視点、着眼点の設定に当たっては、リスクアプローチの観点から、市に不当な損害を与えていないか、あるいは与えるおそれが大きく、市にとってリスクが高い行為又は不作為を優先的に選択し、各課等で作成した業務全般の執行状況の確認と改善のためのチェックリストにより、部内各課の事務の進捗管理をはじめ、業務全般が法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を実施します。

なお、実施に当たっては、定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査等の結果を相互に活用します。

(4) 地方自治法改正を踏まえた対応

ア 監査基準の見直し等

平成31年3月、総務省から監査基準(案)が通知された。既に自主的に監査の実施に関する基準を定めている地方公共団体においては、当該監査基準(案)と、性質・内容が同様であれば、当該基準を同項に規定する監査基準として位置付けることも可能であることから、現行の浜松市監査基準と比較検討するとともに、全国都市監査委員会での基準案策定状況にも注視しつつ、必要な見直し等を行います。

イ 内部統制評価報告書審査に向けた調査・研究について

令和3年度から、市長が作成した内部統制評価報告書に対し、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適正に行われて

いるかについて審査するとともに、監査委員の意見を市長に提出することが求められる。審査を効率的かつ効果的に行うための手法、手順及び意見の在り方等について調査研究を行うとともに、市長の内部統制評価報告書作成に向けた進捗状況等について情報収集や情報共有を行います。

ウ 新たな「勧告」制度の実施に向けての検討

監査結果の報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項に対して行う「勧告」制度の実施について、監査の効果が最大限発揮されるよう検討します。

エ その他

監査専門委員の設置、住民監査請求後の権利の放棄に対する監査委員意見、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に対する監査委員意見に係る手続き等について調査研究を行います。

(5) 監査結果の取扱い

ア 市民に分かりやすい監査結果の公表

監査の結果について、市民の目線に立った分かりやすい内容・表現で公表します。

また、監査の実施状況をわかりやすくまとめた「監査のあらまし」を作成し公表します。

イ 「意見」の積極的な提出

組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて提出することができる「意見」について、監査対象部局に対するヒアリング等の結果を踏まえ、積極的に公表します。

ウ 指摘事項、意見への対応

指摘事項については、早期の是正を促すとともに、是正されないものについては、措置が講じられるまで定期的に指導します。

また、意見については、対応の進捗状況を定期的に確認し、監査の実効性を高めるよう努めます。

2 監査体制・機能の向上等について

(1) 年度を通じた監査、審査等の担当制の導入

監査等の実施に当たっては、事務局職員が担当する部局、会計を年度当初に明確にすることで、効率的な情報収集に基づく有機的かつ効果的な監査等の実施に努めます。

(2) 公認会計士の任用

公認会計士を非常勤職員として任用することにより、専門的知識及び民間の視点を活かし、財務監査、財政援助団体等監査及び公営企業会計に係る決算審査等における監査計画作成から調査手法の検討、調査の実施及び監査結果のフォローまでの業務を担うこととします。

(3) 弁護士を活用

庁内弁護士を非常勤職員として任用し、行政監査業務や住民監査請求等に対応するため、積極的な活用を図り、効果的な監査の実施に努めます。

(4) 工事監査の充実・強化

工事監査については、高度で専門的な知識を要するため、外部の能力を取り入れ、有効な監査の実施に努めます。

ア 外部委託による監査機能の充実・強化

民間の視点の導入による効果が見込まれることから、これまでと同様、調査事務の一部を外部委託することで、監査の充実・強化を図ります。

イ 工事監査調整官の任用

外部の有識者を工事監査調整官として任用し、その専門的知識を活用し、助言等を受けることにより、外部委託調査の技術面に対する理解の熟度を高めます。

(5) 事務局職員の資質向上

事務局職員の主たる担当事務や在課年数などに応じた外部の研修に積極的に派遣し、監査事務に不可欠な専門的知識の修得に努めます。

また、弁護士や公認会計士を活用することにより、実務や局内研修を通じ、その専門的知識を修得し、事務局職員全体のレベルアップに努めます。

(6) 監査事務のPDCAサイクルの実施

監査等の視点、手法等については、その都度見直しを図るとともに、年間計画終了後は、結果の評価及び改善点の確認を行い、次年度の計画に反映させます。

3 監査等の種類別の実施方針について

(1) 定期監査

ア 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、全ての部局を対象に原則2年に1度のサイクルで実施します。

また、効率的、効果的な監査の実施を図るため、これまでの監査結果、決算審査の状況や財務会計システムの検索機能を有効に活用することなどにより、市にとってリスクの高い事務を監査対象として抽出し、重点項目とします。

イ 学校監査

小中学校の財務に関する事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施します。

私費会計や物品の管理、事故事件の発生等から、時宜に合ったリスクの高い事項を監査

対象として抽出し、重点項目とします。

ウ 工事監査

土木工事、建築工事等の計画、設計及び施工が法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているかについて実施します。

監査の実施に当たっては、技術調査事務に関する高度で専門的な知識が必要なことから、調査の一部外部委託や、工事監査調整官の任用により、工事監査を円滑に実施するよう努めます。

(2) 行政監査

経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて実施します。また、職員による事件、事故など、市の信用を著しく失墜する行為に対しては、年間を通じて実施します。

業務上の必要性から市職員が管理している団体の事務執行については、団体が所有する準公金が厳正かつ適正に管理されているか、団体における事件、事故の未然防止や効果的な事務局運営がされているかなどの観点から、引き続き確認していきます。

監査の実施に当たっては、定期監査等の結果を踏まえ、内部統制機能を有する部局に対して、情報提供や指導など、統率すべき事務事業の適正性を確保するための役割を十分果たしているかを重点項目<着眼点>とし、弁護士等を活用することにより効果的な監査の推進に努めます。

(3) 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者を対象として、団体の出納その他の事務の執行において、当該財政援助等に係るものが、法令等に準拠し、適正に行われているかについて実施します。

特に、財政的援助をしている団体及び出資している団体については、その目的どおりの事業成果を挙げているか、公の施設の指定管理者については、施設を市民が安全に、安心して使用できるよう所管課によるモニタリングの実施状況及びその結果の活用状況を確認するなど適正な維持管理をしているか、市民サービスの向上につながっているかなどを着眼点とします。

(4) 決算審査

決算書その他関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が効果的、経済的に執行され、その目的を達成しているかなどを検証します。

(5) 基金の運用状況審査

市が、定額の資金を特定の目的に従い運用するために設置した基金の運用状況について、決算書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って确实かつ効率的な運用が行われているかを審査します。

(6) 財政健全化等審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、地方財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかを主眼に実施します。

(7) 内部統制評価報告書の審査

平成 29 年の地方自治法の改正により策定される内部統制評価報告書について、事務執行の不適正について担当部局がリスクとして評価していたのか、対応策が十分であったのか等を主眼にした審査手法について検討します。

(8) 現金出納検査

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月例日を定めて実施します。

(9) その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があったときに実施します。

なお、市民、議会等からの監査請求等に対しては、他の業務に優先して対応するとともに、必要に応じて監査年間計画を変更します。

ア 住民の直接請求に基づく監査

イ 議会の要求に基づく監査

ウ 随時監査

エ 市長の要求に基づく監査

オ 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査

カ 住民監査請求に基づく監査

キ 職員の賠償責任に関する監査

4 監査等実施にかかる年度計画について

令和元年度の監査等実施にかかる年度計画の概要は、次頁のとおりです。

なお、突発的な事案が発生した場合においては、計画を変更する場合があります。

令和元年度 監査等実施にかかる年度計画

平成31年4月19日現在

区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	H32.1	2	3	4	5	6	
監査	定期監査				[調査期間]												
	財務監査								●		●◆		●◆		●◆		●
	学校監査				[調査期間]												
					小学校・中学校												
										●◆							
	工事監査				[調査期間]												
						■		●		■		●		■		●	
						2件				2件				2件			
その他の監査	行政監査				[調査期間]												
					定期監査(財務監査)との並行監査												
								●		●◆		●◆		●◆		●	
					特定テーマによる監査												
				職員による不祥事、不適切な事務処理等													
				特定テーマによる監査													
随時監査				[調査期間]													
				企業会計の財務事務等													
					●◆		●										
決算審査・検査	公営企業会計				[調査期間]												
一般・特別会計、基金運用状況、財産区				[調査期間]													
財政健全化等審査				[調査期間]													
現金出納検査																	

注：浜松市監査委員に関する条例第5条による年度計画

凡例：

◆…監査委員によるヒアリング ●…監査委員による協議又は合議 ■代表監査委員ほかによる検査

※ 監査等の実施期日は別に定める。

[調査期間]…事務局職員による調査等の期間(執行通知発送日・審査等依頼日～指摘・意見等の合議)